

承認第10号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

(中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月26日提出

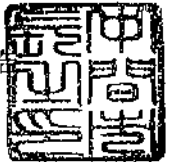
中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年9月30日

中間市長 福田 浩



中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号及び第4号を削り、同条第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。 (1)・(2) (略)	(対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 重度障がい者の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第7条に規定する額を超えるときの当該重度障がい者</u> <u>(4) 重度障がい者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障がい者の生計を維持している者（以下この号において「扶養義務者」という。）の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額（当該重度障がい者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、当該重度障がい者の扶養義務者のうち、中間市の区域内に住所を有する当該重度障がい者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障がい者を現に監護するものは児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額）以上であるときの当該重度障がい者</u> <u>3 前項第3号に規定する所得は、施行令第4条及び第12条第4項において読み替えて準用する施行令第5条の規定により算出した額とする。ただし、施行令第12条第4項において読み替えて準用する施</u>

行令第5条第1項中「総所得金額、」の読替えは行わないものとする。

4 第2項第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条（当該重度障がい者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、児童手当法施行令第2条及び第3条）の規定により算出した額とする。